

以下は参考報酬額となり、個別事情や内容により報酬額は異なります。詳細はお問合せください。

報 酬 額 表

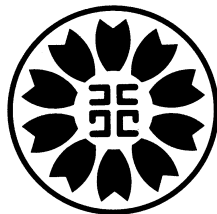
行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	備 考
医療法人設立	495,000円～	実費分除く報酬 ご依頼範囲により異なりますので、 詳細はご相談ください
個人診療所開設	55,000円～	実費分除く報酬 ご依頼範囲・診療内容により異なり ますので、詳細はご相談ください
医療法人診療所開設	110,000円～	実費分除く報酬 ご依頼範囲・診療内容により異なり ますので、詳細はご相談ください
病院開設	770,000円～	実費分除く報酬 ご依頼範囲・規模等により異なりま すので、詳細はご相談ください
医療法人役員変更届	33,000円	
定款変更届	55,000円	実費分除く報酬
事業報告書等作成、提出代行	55,000円～	
経営状況報告調製、提出代行	22,000円～	
医療法人解散 (解散認可申請、解散登記、清算 終了届、清算終了登記等)	165,000円～	ご依頼範囲により異なりますので、 詳細はご相談ください
その他業務	応相談	医療機関関連業務は、 お気軽にご相談ください

その他の事項

- 書類及び図面等で、その内容が特に複雑であり、かつ、その作成に特に長時間を要するものの報酬額については、あらかじめ依頼者の承諾を得て、加算することができる。
- 業務に関して出張したときは、次の各号に定める費用を請求することができる。
 - 交通費及び宿泊料 実費
 - 日当 1日につき 5,500円
- この表及び第2号(2)に定める額には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
- この表に定めなき事項については、依頼者と協議して定める。

2026年 2月 1日



愛 知 県 行 政 書 士 会 会 員

行政書士

辻本 駿佑